

# 綾瀬市介護保険認定審査会システム等構築業務委託プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この要領は、綾瀬市介護保険認定審査会システム等構築業務委託のプロポーザル方式による委託先の選考等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名称

綾瀬市介護保険認定審査会システム等構築業務

### (2) 業務内容及びシステム仕様

別添「綾瀬市介護保険認定審査会システム等構築業務委託仕様書」のとおり

### (3) 運用開始までのスケジュール（予定）

運用開始までのスケジュールは、おおむね次のとおりである。

区 分	期 間
システム構築期間	契約締結日の翌日から令和6年9月30日まで
部分運用開始	令和6年10月1日から
操作研修等実施期間	令和6年10月1日から令和6年12月31日まで
本格運用開始	令和7年 1月1日から

### (4) 契約予定期間

契約締結日の翌日から令和6年12月31日まで

### (5) 運用開始に伴うシステムの契約上の取扱い

システム運用開始に伴い、システム使用契約の締結を予定している。

### (6) 契約者

綾瀬市

### (7) 提案金額

#### ア 提案金額の内訳

提案金額は、次のとおり区分して算出するものとする。

(ア) 導入費用（設計、開発その他のシステム構築に要する費用）

(イ) 運用費用（システム使用料（保守費用を含む。））（月額）

#### イ 提案限度額

提案限度額は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(ア) 導入費用 96,575,050円（消費税及び地方消費税を含む。）

(イ) 運用費用（月額）989,780円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### ウ 提案金額に対する留意点

(ア) 提案金額は、システム導入に係る経済性を評価するための参考値として用いるものであり、実際の契約金額は、この公募型プロポーザルにおいて最優先交渉権者と決定された事業者と本市との協議により別に定めるものである。

(イ) 令和6年度予算が成立しない場合又は予算額が減額若しくは削除された場合は、システム使用契約を締結しないことがある。

#### (8) 最優先交渉権者の決定及び契約方法

この公募型プロポーザルによりシステム導入に係る提案を募集し、提案された内容に基づき審査を行い、最優秀提案者と決定された事業者を最優先交渉権者とし、システム構築業務委託に係る随意契約の締結に向けた協議を行う。

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 綾瀬市入札参加資格者資格停止要綱に基づく資格停止措置がされていないこと。

(3) 過去3年間において、公租公課の滞納がないこと。

(4) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号に掲げる暴力団及び暴力団経営支配法人等に該当しないこと。

(5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項または第2項の規定に違反していないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立がなされていないこと。

#### 4 実施スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は次のとおりです。

内容	期間等
実施要領等の公表（市ホームページ等に掲載）	令和6年1月24日（水）
質問の受付（電子メール）	令和6年1月29日（月）17時まで
質問への回答（ホームページ上で公開）	令和6年1月31日（水）17時まで （質問に対する回答を順次掲載）
参加申込書の提出 （持参もしくは郵送）	令和6年2月1日（木）～ 2月15日（木）17時まで
提案書等の提出（持参または郵送）	令和6年2月16日（金）～ 2月26日（月）17時まで
一次審査	令和6年2月27日（火） ※審査結果は、3月1日（金）17時までにすべての参加 事業者電子メールで通知。
二次審査	令和6年3月11日（月）～令和6年3月19日（火）
選定結果の通知・公表	令和6年3月25日（月）以降
契約締結（予定）	令和6年4月1日（月）

#### 5 質問の受付

本件に関し質問がある場合は、次のとおり所定の様式を提出すること。

##### (1) 受付期間

令和6年1月24日（水）～1月29日（月）17時まで

##### (2) 提出方法

「質問票（様式1）」を電子メールに添付する方法で提出。メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、メール送信後は、受信確認のため、事務局へ電話連絡をすること。

##### (3) 回答方法

1月31日（水）17時までに、市ホームページで随時掲載する。

#### 6 参加申込み

##### (1) 受付期間

令和6年2月1日（木）～2月15日（木）17時まで（必着）

(2) 提出方法

所定の様式を事務局宛に持参もしくは郵送で提出。

(3) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 登記簿謄本（3ヵ月以内に発行されたもの）

なお、以下のウ～カの書類については、公告日前日時点でかながわ電子入札共同システムに登録している事業者は、提出不要

ウ 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約及び情報照会に関する同意書（様式3）

エ 納税証明書（直近の事業年度分）

法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3）

オ 法人市民税（都道府県民税）に係る証明書

カ 法人市民税（市町村民税）に係る証明書

※事務所が複数ある場合には、本社所在地の公官庁で発行する納税証明書

7 提案書等の提出

(1) 受付期間

令和6年2月16日（金）～2月26日（月）17時まで（必着）

(2) 提出方法

提案書等に必要事項を記入し、事務局宛に持参もしくは郵送により提出。

(3) 提出書類

ア プロポーザル届出書（様式4）

イ 業務経歴書（様式5）

ウ 業務経歴書（様式5）で記入した業務実績が確認できる書類（公官庁と締結した契約書の鑑の写し、また、業務内容が特定できる書類等）

エ 業務実施体制・配置予定者調書（様式6）

オ 協力企業概要調書（様式6-1）（業務実施体制・配置予定者調書（様式

6) で参加事業者以外の事業所を記入した場合のみ提出)

カ 提案書 (任意様式)

A 4判、横書き、表紙、目次等を含めて作成し、次に掲げる事項を標準として、順次記載すること。

番号	項目	記載内容
1	基本方針	システム導入及び構築業務に対する基本的な考え方や関連する取組みについて記載すること。
2	システム概要	導入するシステムの概要、特徴やアピールしたい点について記載すること。
3	システム構成	(1) クラウドサーバにおけるハードウェアの構成とクライアント側のネットワークとの接続について簡潔に図示すること。 (2) システムの利用条件、必要なソフトウェア等について記載すること。 (3) システムのデータ容量について記載すること。
4	セキュリティ対策	(1) データのバックアップの方法、頻度等について記載すること。 (2) ウイルス攻撃、不正コピー、データ改ざんなどを防止するための情報セキュリティ対策について記載すること。
5	保守、運用支援等	(1) サポート体制 (問合せへの対応方法、オンラインサポートの有無等) について記載すること。 (2) システムの機能強化等に伴うバージョンアップをした場合の対応及び要する費用について記載すること。 (3) 障害発生時の対応について記載すること。 (4) 操作マニュアルの作成・提供方法及び導入前の操作研修 (開催方法、頻度、デモ環境等) について記載すること。
6	システム間連携・拡張性	(1) 自社が提供するシステムとの連携について記載すること。 (2) 他社が提供するシステムとの連携、介護認定審査会等システム自体の拡張性について、実際の連携事例等とともに記載すること。

7	導入スケジュールと業務分担	(1) 打合せ、セットアップ、本格稼働までに実施すべき処理、操作研修など、システム導入までのスケジュールを記載すること。 (2) 各項目について市職員との役割分担を記載すること。
8	その他自由提案	上記に記載した項目以外で、独自の提案等（これに要する追加費用に関する内容を含む。）を記載すること。

#### オ 機能要件調査票（様式7）

機能要件調査票に記載されている機能要件ごとに、その対応可否について次に掲げる対応区分をそれぞれ入力すること。

なお、記載方法の詳細な事項は、機能要件調査票に別に表示しているため、作成時に内容を確認すること。

##### 【対応区分】

- ・「◎」 標準仕様で対応可能
- ・「○」 オプション機能又は代替運用により対応可能
- ・「△」 カスタマイズで対応可能
- ・「×」 対応不可

#### ク 見積書（任意様式及び様式8）

- (ア) 企画提案書、システム仕様書及び機能要件書の内容に基づいて費用を算出すること。（一式計上ではなく、構築業務の工程ごとの内訳、導入費用（システム使用料、保守料等）の内訳を記載すること。）
- (イ) 費用見積書に記載された内訳・年度ごとに見積額を記載すること。
- (ウ) この公募型プロポーザルにおける提案限度額を超えない金額とすること。

#### ケ その他、補足説明資料がある場合は、任意様式で提出

##### (4) 提出部数等

- ・ 原本（社名等記載有） 1部
- ・ 提出書類のPDFデータ（CD-R） 1枚

※原本は製本（ファイル等で綴じる）したものを提出。

※参加申込書を提出した場合であっても、提案書等を提出しない限り、プロポーザルへの参加は不可とする。

※PDFデータについては各評価項目が判別できるような構成で保存の上、提出すること

(5) 参加を辞退する場合

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、提案辞退書（様式9）を事務局に提出すること。

8 受託候補者の選定手順

綾瀬市職員で構成する「綾瀬市介護保険認定審査会システム等構築業務委託事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）で、参加事業者からの提案内容等を審査し、受託候補者を選定する。

(1) 審査方法・選定等

ア 参加事業者から提出された提案書等に対し、評価基準に基づき、事務局で一次審査を実施する。

イ 参加事業者が4者以上の場合は、一次審査結果の上位3者を二次審査の対象とする。

ウ 一次審査結果は、令和6年3月1日（金）17時までにすべての参加事業者へ電子メールで通知する（ホームページ上での公開はしない）。

エ 一次審査通過事業者に対し、委員会による二次審査を行う。

(2) 審査基準

次の項目ごとに点数化し、その合計点数を算出する

項目	内容	配点
体制評価	システム導入及び構築業務を円滑に遂行するための実施体制に対する評価	50
導入実績評価	国、都道府県、他の市町村における導入実績に対する評価	100
企画提案評価	システム導入により期待できる業務効率化、保守及び運用に対する事業者の支援体制並びに将来のシステム間連携の提案その他システム導入に係る企画提案に対する評価	200

システム機能評価	システム構成、セキュリティ対策、機能要件その他システム機能に対する評価	300
経済性評価	将来コストまで含めたシステム導入に係る経済性についての評価	200
1次審査合計点数		850

(3) 結果通知

参加申込書に記載されている事業者の電子メールアドレス宛てに一次審査の結果を3月1日（金）に通知した後、郵送により一次審査結果通知書を送付する。

(4) 二次審査（プレゼンテーション審査）

システムのデモンストレーション、実機操作等を中心としたプレゼンテーションを実施し、審査基準に基づいて二次審査合計点数を算出する。

(ア) 日程

3月11日（月）から同月19日（火）まで

(イ) 実施方法

1日当たり1者の審査を行うものとし、実施日程については一次審査の結果通知に併せて通知を行う。

(ウ) 出席者

5名以内

(エ) タイムスケジュール

各日のタイムスケジュールは、おおむね次のとおりとする。

時間	内容
9:00～10:00	会場設営、デモンストレーション準備
10:00～12:00	デモンストレーション、質疑応答
休憩	
13:30～15:00	実機操作、質疑応答
終了	

- 備考 1 会場設営、準備及び片付けは事業者において行うこと。
- 2 このタイムスケジュールは、この公募型プロポーザルの公表時点における予定であり、変更する場合がある。なお、変更の有無

にかかわらず、1次審査の結果通知において改めてタイムスケジュールを通知する。

(オ) プレゼンテーション審査の内容

デモンストレーション及び実機操作については、次のとおり実施する。

a デモンストレーション

要介護認定の申請から管理、保管、既存システムの連携までのライフサイクルを管理するために必要となる一連の処理について、提案者がテスト環境のシステムを操作し、プロジェクターに投影してデモンストレーションを行い、デモンストレーション終了後、選定委員会の委員からの質疑に対して提案者から回答を行う。

b 実機操作

テスト環境のシステムが操作可能なPC（4台）を提案者が用意し、選定委員会の委員の操作により、実際の処理を行う。操作に当たり不明な点等に対する質疑は、選定委員会の委員が随時行うこととし、提案者はその質疑に対して随時回答を行う。

(カ) 会場

綾瀬市役所内会議室

なお、1月24日（水）から3月8日（金）までの期間内で希望に応じて会場の下見が可能（下見を希望する場合は事前に電話連絡を行うこと。）

(キ) 貸出機材等

プレゼンテーションの実施に当たり、次の機材を市で用意する。

- ・長テーブル、椅子
- ・プロジェクター付きスクリーン（82インチ）1台  
（エプソン製 IWS-82VE5）
- ・電源タップ（6個口）2個

(ク) 審査基準

次の項目ごとに点数化し、その合計点数を算出する。

なお、操作性に関する項目の点数が100点に満たないこととなった場合、2次審査の合計点数は0点とする。

項目	内容	配点
----	----	----

プレゼンテーション	介護認定審査業務を電子的にサポートするシステムとしての機能全般及び介護認定審査事務の効率性の向上に対する評価	100
操作性	一連の処理における画面展開、連動性、関連処理の紐づけなどシステムの操作性に対する評価	200
2次審査合計		300

(ク) 最優秀提案者等の決定及び通知

1次審査の合計点数に2次審査の合計点数を加算した点数を算出し、最も点数が高い提案者を最優秀提案者とする。

決定した最優秀提案者については、2次審査に参加した提案者に個別に通知するほか、市ホームページにより最優秀提案者を公表するものとする。

(5) 結果通知

令和6年3月25日（月）以降に、すべての二次審査参加者にプロポーザル審査結果通知書により通知するほか、本市のホームページ上で公開する。なお、審査内容については、いかなる問い合わせにも応じない。

(6) 契約の締結

審査の結果により、最高得点者が受託候補者となり、業務の内容及び仕様について本市と協議を行い、契約を締結する。契約は、原則GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)が提供する電子契約サービスにより締結するものとする。

(同サービスへの加入は不要)

なお、受託候補者との協議が不調になった場合、次順位である者を受託候補者として契約交渉を行うことができるものとする。

(7) 参加者が一提案者のみの場合

審査において、委員会がプロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その一提案者を受託候補者として決定する。

(8) その他

ア プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。

イ 資料等から社名が特定できないように注意すること。

ウ プレゼンテーションでの説明内容及び質疑に対する回答の内容は、特に説明のない限り、提案額の範囲内で実現可能であるものと判断する。

## 9 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用の申請など、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会  
が失格であると認めた場合

## 10 その他留意事項

- (1) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (2) 本件に参加する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (3) 書類提出後の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、本市が本件の報告、公表等のために必要となる場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 本件に係る情報公開請求があった場合は、綾瀬市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) プロポーザルは、提案の選定を目的に実施するものであり、契約する業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。（綾瀬市の指示のもと変更又は修正を加える場合がある）。
- (8) 提案書の記述に、特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任については、参加者が負うものとする。

(9) 本件の契約締結日の属する年度における歳出予算が成立しなかった場合は、契約の締結をしないものとし、業務内容・仕様の協議や準備等に係る費用についても、すべて受託候補者が負担するものとする。

(10) この要領に定めるもののほか、必要な事項については委員会が定める。

11 事務局（問い合わせ先）

綾瀬市福祉部高齢介護課 介護保険担当（綾瀬市役所事務棟 1 階）

所在地：〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川 5 5 0 番地

電話：0467-70-5636（直通）

F A X：0467-70-5702

Eメール：[wm.705636@city.ayase.kanagawa.jp](mailto:wm.705636@city.ayase.kanagawa.jp)

ホームページ：<http://www.city.ayase.kanagawa.jp/>